

安全データシート
[混合物用(塗料用)]

作成日 ・ 改訂日 2022年8月24日

1. 化学品および会社情報

製品名 セーフティーワルツ ウレボンフラット マットキープ B液
ホルムアルデヒド放散等級区分F☆☆☆☆ (001238)
整理番号 07-563-001-31
会社名 大谷塗料株式会社
住所 大阪市東成区東中本3丁目1番18号
担当部門 技術室 担当者 小泉 一胤
電話番号 06-6976-0254 FAX番号 06-6971-4901
緊急連絡先 06-6976-0254 電子メール waltz@otanipaint.com
製品の種類 2液型ウレタン樹脂上塗り塗料
用途 木工用

2. 危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性	引火性液体	区分2	
健康に対する有害性	急性毒性（吸入：蒸気）	区分4	
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2A	
	呼吸器感作性	区分1	
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）（1）	区分3	気道刺激性
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）（2）	区分3	麻酔作用
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期（急性）	区分3	

※記載のない項目は区分に該当しない（分類対象外）もしくは分類できない

[GHSラベル要素]



注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性の高い液体及び蒸気
強い眼刺激
吸入すると有害
吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
水生生物に有害

[注意書き]

[安全対策]

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具等を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する措置を講ずること。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースをすること。
- ・粉じん/煙/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・眼、皮膚、衣類につけないこと。
- ・妊娠中/授乳期中は接触を避けること。
- ・取扱い後は手および身体をよく洗うこと。
- ・使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
- ・（必要な時以外は）環境への放出を避けること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

- ・（緊急な処置が必要な場合）特別な処置が必要である。
- ・飲み込んだ場合：ただちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- ・皮膚等に付着した場合：皮膚を流水/シャワーで洗うこと。ただちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断を受けること。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診断を受けること。

- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
- ・火災の場合：消火に製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段を使用すること。
- ・漏出物を回収すること。

[保管]

- ・涼しく換気の良い場所で、施錠して保管すること。

[廃棄]

- ・内容物/容器を国、都道府県または市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成および成分情報

単一製品、混合物の区別 : 混合物

成分名	CAS No.	含有量 (%)	PRTR情報※	
			PRTR法 指定物質	管理 番号
酢酸エチル	141-78-6	1～10	—	
酢酸n-ブチル	123-86-4	50～60	—	
ヘキサメチレン=ジイソシアネート (HDI)	822-06-0	0.3	○	391
トリレンジイソシアネート (TDI)	26471-62-5	0.2	○	298

※2023年4月1日以降に化管法に指定される物質を含む。

4. 応急措置

[眼に入った場合]

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗うこと。
- ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・出来るだけ早く医師の診断を受けること。

[皮膚に付着した場合]

- ・付着物を布にて素早く拭き取ること。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して、十分に洗い落とすこと。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・汚染された衣服を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・外観に変化が見られたり、刺激、痛みがある場合、気分が悪い時には、医師の診断を受けること。

[吸入した場合]

- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合は医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合や気分が悪いときは直ちに医師に連絡すること。

[飲み込んだ場合]

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

[適切な消火剤]

- ・炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、霧状消火剤

[使ってはならない消火剤]

- ・水（棒状水、高圧水）、棒状強化液

[消火方法]

- ・適切な保護具（耐熱着衣など）を着用すること。
- ・安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却すること。
- ・消火活動は風上より行うこと。

6. 漏出時の措置

[人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置]

- ・作業の際には適切な保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用すること。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。
- ・付近の着火源、高温体および可燃物を素早く取り除くこと。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。
- ・屋内では換気をしっかり行うこと。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。

[環境に対する注意事項]

- ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意すること。

[封じ込めおよび浄化の方法、機材]

- ・漏出物は密封できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量に流出には盛土で囲って流出を防止すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収すること。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

[取り扱い上の注意]

- ・換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓すること。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用すること。
- ・工具は火花防止型のものを使用すること。
- ・静電気対策のため、装置などは接地し、電気機器類は防爆型を使用すること。

- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダストや製品が付着した紙、ローラーなどが積み重なりと自然発火する恐れがあるので、廃棄するまで水に漬けておくこと。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう、適切な保護具を着用すること。
- ・過去にアレルギー症状を発症している人は取り扱いわないこと。
- ・取り扱い後は、手、顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

〔保管上の注意〕

- ・日光の直射を避ける。通風のよいところに保管すること。
- ・通風のよいところに保管する。湿気を避けること。
- ・漏れ、あふれ、飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管すること。
- ・盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管すること。

8. 暴露防止および保護措置

〔組成物質管理濃度および許容濃度〕

成分名	管理濃度	許容濃度・ACGIH(TLV)
酢酸エチル	200ppm	400ppm
酢酸n-ブチル	150ppm	50ppm
ヘキサメチレン=ジイソシアネート(HDI)		
トリレンジイソシアネート(TDI)		

〔設備対策〕

- ・取扱い設備は防爆型を使用すること。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにすること。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。
- ・取り扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。
- ・関係者以外の立ち入りを禁止する為、必要な標識を掲示すること。

〔保護具〕

必要に応じて、下記の保護具を着用すること。

〔呼吸器の保護具〕

- ・有機ガス用防毒マスクを着用すること。
- ・密閉された場所では送気マスクを着用すること。

〔手の保護具〕

- ・有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

〔目の保護具〕

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

〔皮膚および身体の保護具〕

- ・取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 製品の物理的および化学的性質

物理状態	液体	沸点	77～126℃
色	透明	蒸気圧	10,000Pa(25℃)(酢酸エチル)
臭気	溶剤臭	密度(比重)	0.989
可燃性	引火性液体	pH値(水性のものに対して)	情報なし

引火点	-4℃
自然発火点	420℃
爆発限界(下限)	1.2%
爆発限界(上限)	12.8%
分解温度	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	情報なし
n-オクタノール/水分配係数	情報なし
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	非該当

10. 安定性および反応性

〔反応性〕

- ・情報なし

〔化学的安定性〕

- ・通常の取り扱い条件においては安定

〔避けるべき条件〕

- ・高温、高湿を避ける

〔混触危険物質〕

- ・情報なし

〔危険有害な分解生成物〕

- ・一酸化炭素、窒素酸化物など

〔その他の反応性情報〕

- ・情報なし

11. 12. 有害性情報および環境影響情報

成分名	有害性項目	区分
酢酸エチル	引火性液体	区分2
	急性毒性(吸入;蒸気)	区分4
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気)

酢酸n-ブチル	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3(麻)
	引火性液体	区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2B
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3(気)
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3(麻)
ヘキサメチレン＝ジイソシアネート(HDI)	水生環境有害性 短期（急性）	区分3
	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	区分3
	急性毒性（吸入;蒸気）	区分1
	皮膚腐食性及び刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1
トリレンジイソシアネート(TDI)	急性毒性（経口）	区分5
	急性毒性（吸入;蒸気）	区分1
	皮膚腐食性及び刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	発がん性	区分2
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2
	水生環境有害性 短期（急性）	区分1
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分1

- ※ 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄液が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
 - ・製品として、上記以外の情報はなし。

1 3. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をすること。
- ・空容器は、内容物を完全に除去してから処分すること。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行なうか、委託をすること。
- ・空容器は、包装等はリサイクルを推奨すること。
- ・ダイオキシンなどの有害ガスが発生するおそれがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- ・特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。

1 4. 輸送上の注意

- [国連番号] 1263
- [品名(国連輸送名)] 塗料及び塗料関連物質
- [国連分類] クラス3（引火性液体類）
- [容器等級] II
- 輸送または輸送手段に関する特別の安全対策
- ・取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
 - ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。
- 国内規制がある場合の規制情報
- [指針番号] 128
- [陸上輸送]
- ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
 - ・荷送り人は、運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。
- [海上輸送]
- ・船舶安全法に定めるところに従うこと。
- [航空輸送]
- ・航空法の定めるところに従うこと。

1 5. 適用法令

- [消防法] : 危険物第4類 第1石油類 危険等級II（非水溶性）
- [毒物および劇物取締法] : 非該当
- [労働安全衛生法] : 危険物（引火性のもの）
名称等を表示、通知すべき危険有害物：3章参照
- [特定化学物質等障害予防規則] : ー
- [PRTR法] : ヘキサメチレン＝ジイソシアネート(HDI)・トリレンジイソシアネート(TDI)
2023年4月1日以降に化管法に指定される物質を含む。
- [有機溶剤中毒予防規則] : 第2種有機溶剤

1 6. その他の情報

- [参考文献] : GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック [混合物用（塗料用）] 第4版

：NITE;独立法人製品評価技術基盤機構ホームページ

- 本データシートは、作成時又は改訂時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報（危険物有害性情報、取扱い情報等）を集めて作成しておりますが、すべての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正は行ない改訂いたします。
- また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。
- 本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行なって下さい。